

横浜市危機管理指針

制 定 平成 16 年 3 月 25 日総緊第 182 号副市長依命通達

最近改正 令和 6 年 1 月 5 日総防第 97 号副市長依命通達

第 1 総則

1 趣旨

危機管理は、横浜市（以下「市」という。）及び全ての職員の責務である。この指針は、市及び職員における危機管理の基本を定めるものとする。

2 定義

この指針における用語の定義は、次の(1)から(3)までのとおりとする。

(1) 危機

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態であり、かつ社会的な影響の大きい事態をいう。この指針においては、次に掲げるアからエまでに大別する。

ア 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定める「災害」をいう。

イ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）（以下「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号で定める「武力攻撃事態」及び第 3 号で定める「武力攻撃予測事態」をいう。

ウ 緊急処理事態

事態対処法第 22 条第 1 項で定める「緊急処理事態」をいう。

エ 事件等の緊急事態

前アからウまで以外の危機で、その及ぼす被害の程度が前アからウまでに相当するものをいう。

(2) 危機管理

市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機発生時には、被害等を軽減するとともに、危機を収拾して社会秩序の保全を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

(3) 区局

ア 区 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 1 号）に定める区をいう。

イ 局 横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）に定める統括本部及び局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局をいう。

第 2 危機管理対策の基本

1 基本

市は、その保有する機能を発揮して、法令及び計画等に基づき、危機管理対策を実施する。事前、応急及び事後の各段階において最善の対策をとることにより、第 1 の 2 (2) に定める目的を実現する。

市は、対策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係機関（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、市民及び地域における多様な主体が自発的に行う自助及び共助の活動を促進する。

2 行動姿勢

各区局は、法令及び計画等に基づき、市の責務を果たすため、その所掌する事務について、平常時と同様に、危機発生時においても、その区局の責任者の下、主体的かつ組織的に対応する。

職員は、危機管理は全ての職員の責務であることを十分に認識し、主体的に危機管理対策に従事する。

3 事前対策

市は、平常時からあらかじめ危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備を行う。

(1) 危機管理体制の整備

危機発生時において、応急対策を有効に実施するため、あらかじめ初動及び応急活動体制、各区局の権限、責任の所在並びに役割分担、指揮命令系統を明確にし、意思決定及び指示方法、情報受伝達体制並びに職員の配備・動員計画等必要な事項を定める。

(2) 危機に強いまちづくり

危機に強い都市空間の形成、施設・設備等の整備・維持管理、資機材の備蓄等により、危機の発生を予防し、又は発生した場合の被害を軽減する。

(3) 調査・研究

危機対応及び想定する危機について調査・研究を行い、対策に反映する。

(4) 訓練・研修

危機管理に関する訓練・研修は、関係機関等との連携協力を図るとともに、様々な被害態様及び発生条件等の想定、実際の危機対応などを参考とした課題の抽出・検討等を行い、対策に反映するなど、市及び職員の危機管理能力の向上を図る。

(5) 関係機関等との連携

情報連絡体制の整備、必要な協定の締結など、関係機関等との相互の連携協力を確保する。

(6) 自助及び共助の促進

公助はもとより、自助及び共助の重要性を認識し、自助及び共助を推進するための体制整備、啓発及び情報提供等を行い、市民及び地域における多様な主体が自発的に行う、危機の発生を予防し、又は発生した場合の被害を軽減するための活動の促進を図る。

(7) 計画等の策定

市は、危機及びその被害態様に応じて、関係機関等の協力を得て、法令等に基づく計画等をあらかじめ定め、危機管理対策の効果的な推進を図る。

各区局は、その所掌する事務について、危機管理対策及び業務継続を講じるために計画・行動マニュアル等必要な事項をあらかじめ定める。

計画等の策定等に当たっては、想像力を働かせ、危機及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定し、あらかじめ定めるよう努める。

4 応急対策

市は、危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施する。その保有する機能を発揮し、関係機関等と連携協力して、市民の生命及び身体の安全確保を最優先として、危機の迅速な収拾及び社会秩序の保全に努める。

各区局及び職員は、応急対策に当たっては、判断及び行動の躊躇並びに状況の軽視等が、被害や影響を拡大させ得ることを十分に認識し、主体的かつ積極的な行動を心掛ける。

危機発生時には、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、計画等に定めのない又は計画等の定めと異なる対応が求められる場合も想定し得る。各区局は、このような場合又は所掌が不明な場合においても、関係区局又は関係機関等と連携協力して、市の責務を果たすよう、主体的かつ積極的に対処するものとする。

(1) 初動及び応急活動体制

危機発生時には、直ちに災害対策本部等必要な活動体制を執り、機動的かつ横断的に応急対策を実施する。各区局の責任者は、あらかじめ定めるところに従い、職員を動員し、配備する。職員は、あらかじめ定めるところに従い、速やかに参集し、応急対策に従事する。

(2) 活動方針

災害対策本部等の体制の責任者は、活動方針を定める。災害対策本部等は、この方針に従って応急対策を実施する。

各区局の責任者は、災害対策本部等の活動方針に従うとともに、その所掌する事務について、必要な意思決定及び指示等を行うものとする。

(3) 関係機関等との連携

関係機関等と相互に連携協力するとともに、市民及び地域における多様な主体による自発的な活動を促進

して、危機の迅速な收拾を図る。

(4) 市民等への情報提供

危機、避難及び被害に関する事項など市民等が必要とする情報を、適切な時期及び方法により提供し、市民等の安全の確保及び社会秩序の保全を図る。情報提供に当たっては、広報手段、媒体及び言語などに配慮し、できる限りわかりやすく、市民等の立場に立ったものとするよう努める。

5 業務継続

危機発生時は、市民の生命及び身体の安全確保のため、被害等の拡大防止、応急的な救助、被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護等の応急対策が優先となるが、各区局は、社会秩序の保全のため必要不可欠であり、休止による影響が大きい業務について、確実に継続又は早期再開に努めるものとする。

6 事後対策

市は、危機の收拾後は、市民生活の早期回復を図るため、復旧・復興対策を実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、危機管理対策の改善を目的として検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

(1) 復旧・復興

各区局は、関係機関等と相互に連携協力し、被害施設の復旧・再開、被害者等の生活の援護及び再建支援並びに地域経済の復興支援等を行う。

(2) 検証及び反映

危機の收拾後は、危機の要因、被害の態様、実施した対策等について検証を行い、以降の危機管理対策に反映する。